

防衛医科大学校規則を次のように定める。

昭和49年4月20日

防衛庁長官 山 中 貞 則

防 衛 医 科 大 学 校 規 則

改正 昭和51年3月29日庁訓第6号
昭和54年4月4日庁訓第20号
昭和56年4月3日庁訓第25号
昭和59年5月10日庁訓第30号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和62年7月1日庁訓第35号
平成4年3月31日庁訓第15号
平成5年4月1日庁訓第19号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成12年3月31日庁訓第48号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成15年2月25日庁訓第1号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成18年9月27日庁訓第101号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年3月29日省訓第21号
平成19年7月31日省訓第42号
平成19年8月30日省訓第146号
平成20年11月5日省訓第53号
平成26年3月31日省訓第23号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年3月30日省訓第32号
令和2年3月31日省訓第25号
令和4年3月31日省訓第44号
令和4年8月24日省訓第65号
令和6年3月29日省訓第50号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 医学科（第4条－第12条）
 - 第1節 教育訓練の目的及び方針（第4条・第5条）
 - 第2節 医学科学生の採用及び入校（第6条・第7条）
 - 第3節 修学（第8条・第9条）
 - 第4節 進級又は卒業（第10条・第11条）
 - 第5節 学生隊（第12条）
- 第3章 看護学科（第13条－第21条）
 - 第1節 教育訓練の目的及び方針（第13条・第14条）
 - 第2節 看護学科学生の採用及び入校（第15条・第16条）
 - 第3節 修学（第17条・第18条）
 - 第4節 進級又は卒業（第19条・第20条）
 - 第5節 学生隊（第21条）
- 第4章 医学研究科（第22条－第33条）
 - 第1節 教育訓練の目的及び方針（第22条・第23条）

- 第2節 研究科学生の選抜及び入校（第24条－第26条）
- 第3節 修学（第27条－第31条）
- 第4節 修了（第32条・第33条）
- 第5章 雑則（第34条－第36条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の医学教育部の医学科の学生（以下「医学科学生」という。）、看護学科の学生（以下「看護学科学生」という。）及び医学研究科の学生（以下「研究科学生」という。）に対する教育訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

（学年度）

第2条 医学科及び看護学科の学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、医学研究科の学年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

（入校の時期）

第3条 医学科学生、看護学科学生及び研究科学生の入校の時期は、それぞれの学年度の初めとする。

第2章 医学科

第1節 教育訓練の目的及び方針

（教育訓練の目的）

第4条 医学科における教育訓練は、医学科学生に対して将来医師である幹部自衛官として必要な人格及び識見を養い、医学に関する優れた能力を育成することを目的とする。

（教育訓練の方針）

第5条 医学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

- (1) 教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、医の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもって行動する気風並びに強健な体力と旺盛な気力を養い、医師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。
- (2) 進学課程及び専門課程においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき医学教育を行う大学の設置基準に準拠して、健康増進、疾病の予防及び治療に関する包括医療を適用できる臨床医として並びに医学研究者として要求される高い教養と医学に関する広範な知識及び臨床的実力を授ける。
- (3) 医学科の訓練課程においては、医師である幹部自衛官として必要な基礎的な訓練要項について錬成し、医師である幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。

第2節 医学科学生の採用及び入校

（受験資格）

第6条 医学科学生を採用するための試験は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号。以下「法」という。）第16条第4項に定める者（入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。第15条第1項において同じ。）のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

- (1) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。
- (2) 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。

（入校）

第7条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、医学科学生に採用した者に対して入校を命ずる。

第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第8条 医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の名称及び単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

2 医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度における医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第9条 学校長は、学年度末において、医学科学生が履修した授業科目についてそれぞれの授業科目ごとに修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して、当該授業科目について定められている単位を修得したことの認定を与えるものとする。

2 学校長は、学年度末において、医学科学生が履修した訓練科目について当該学年度における全ての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間数を修得したことの認定を与えるものとする。

3 前2項に規定する医学科学生の修得の程度は、試験の成績、出席時数等を総合して評定するものとする。

第4節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第10条 学校長は、医学科学生が進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を修得し、かつ、医学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該医学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

2 医学科学生が進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。

3 医学科学生が卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

4 学校長は、第1項の規定により大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

(修業期間の延長)

第11条 学校長は、進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める医学科学生については、1回につき1年を限り当該年次における修業期間を延長することができる。

2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合又は国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第27条第1項において準用する同法第3条の規定による育児休業による場合を除き、当該学生の在学中を通じて3回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によつて引き続き2回延長された場合においても、これを1回の延長として取り扱うものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によつて1回修業期間を延長された医学科学生については、当該医学科学生の在学中を通じて同一の理由によつては再度修業期間を延長することができない。

第5節 学生隊

(学生隊)

第12条 医学科学生をもつて医学科の学生隊を編成する。

2 前項の規定による学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、当該学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

第3章 看護学科

第1節 教育訓練の目的及び方針

(教育訓練の目的)

第13条 看護学科における教育訓練は、看護学科学生に対して将来保健師及び看護師である幹部自衛官又は技官として必要な人格及び識見を養い、看護学に関する優れた能力

を育成することを目的とする。

(教育訓練の方針)

第14条 看護学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

- (1) 法第16条第1項第2号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「自衛官候補看護学生」という。）に対しては、教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに強健な体力と旺盛な気力を養い、保健師及び看護師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。
- (2) 法第16条第1項第3号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「技官候補看護学生」という。）に対しては、教育訓練等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに旺盛な気力を養い、保健師及び看護師である技官としての職責を尽くし得る性格を育成する。
- (3) 看護学課程においては、学校教育法に基づき看護学教育を行う大学の設置基準並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号及び第21条第1号の規定に基づく基準に準拠して、健康増進、疾病の予防、健康の回復及び苦痛の緩和を高い技術をもつて行うことができる保健師及び看護師として要求される高い教養と看護学に関する広範な知識及び臨床的実力を授ける。
- (4) 看護学科の訓練課程においては、保健師及び看護師である幹部自衛官として必要な基礎的な訓練要項について錬成し、保健師及び看護師である幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。

第2節 看護学科学生の採用及び入校

(受験資格等)

第15条 看護学科学生の採用試験の受験資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 自衛官候補看護学生を採用するための試験は、法第16条第4項に定める者のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。
 - ア 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。
 - イ 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。
- (2) 技官候補看護学生を採用するための試験は、法第16条第4項に定める者のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。
 - ア 日本の国籍を有し、志操健全で健康な者であること。
 - イ 入校する年の4月1日において18歳以上24歳未満であること。

2 技官候補看護学生の採用は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第12条の2第1項の規定にかかわらず、試験による。

3 前項の試験は、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 筆記試験
- (2) 身体検査
- (3) 口述試験

(入校)

第16条 学校長は、看護学科学生に採用した者に対して入校を命ずる。

第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第17条 看護学科学生が履修する授業科目の名称及び単位数並びに自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の名称及び時間数は、別表第2に定めるところによる。

2 看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度における看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第18条 学校長は、学年度末において、看護学科学生が履修した授業科目についてそれぞれの授業科目ごとに修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して、当該授業科目について定められている単位を修得したことの認定を与えるものとする。

2 学校長は、学年度末において、自衛官候補看護学生が履修した訓練科目について当該

学年度における全ての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間数を修得したことの認定を与えるものとする。

- 3 前2項に規定する看護学科学生の修得の程度は、試験の成績、出席時数等を総合して評定するものとする。

第4節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第19条 学校長は、自衛官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を、技官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目の単位数を修得し、かつ、看護学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該看護学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

- 2 自衛官候補看護学生が進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が進級に必要な授業科目の単位数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。

- 3 自衛官候補看護学生が卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が卒業に必要な授業科目の単位数は、別表第2に定めるところによる。

- 4 学校長は、第1項の規定により大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

(修業期間の延長)

第20条 学校長は、進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める看護学科学生については、1回につき1年を限り当該年次における修業期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合又は国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第3条の規定による育児休業による場合を除き、当該学生の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によつて引き続き2回延長された場合においても、これを1回の延長として取り扱うものとする。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によつて1回修業期間を延長された看護学科学生については、当該看護学科学生の在学中を通じて同一の理由によつては再度修業期間を延長することができない。

第5節 学生隊

(学生隊)

第21条 自衛官候補看護学生をもつて看護学科の学生隊を編成する。

- 2 前項の規定による学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、当該学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

第4章 医学研究科

第1節 教育訓練の目的及び方針

(教育訓練の目的)

第22条 医学研究科における教育訓練は、研究科学生に対し、医学に関する高度の研究能力及び豊かな学識を授けることを目的とする。

(教育訓練の方針)

第23条 医学研究科における教育訓練は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準拠して実施しなければならない。

第2節 研究科学生の選抜及び入校

(選抜)

第24条 研究科学生の選抜は試験による。

(試験)

第25条 研究科学生を選抜するための試験は、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚学校長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官の推薦を受けた者について学校長が行う。

- 2 前項の推薦は、次の各号の1に該当する隊員のうちから行わなければならない。

- (1) 医学科又は防衛大学校理工学研究科を卒業した者

- (2) 学校教育法による大学の医学部若しくは歯学部又は獣医学の学科において医学若しくは歯学又は獣医学を履修し、これらの学部又は獣医学の学科を卒業した者
- (3) その他学校長が定める者

(入校)

第26条 学校長は、研究科学生に選抜された者に対し、入校を命ずる。

第3節 修学

(修業年限)

第27条 研究科学生の修業年限は、4年とする。

(専攻領域、系列及び専攻分野)

第28条 医学研究科における専攻領域、系列及び専攻分野は、別表第3に定めるところによる。

2 研究科学生は、いずれか一の専攻分野を専攻するものとする。

(授業科目及び単位)

第29条 研究科学生が履修する授業科目の名称及び単位数は、防衛大臣の承認を得て学校長が定める。

2 研究科学生が履修する授業科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

(授業要目)

第30条 学校長は、研究科学生が履修すべき授業科目の要目を定め、防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第31条 学校長は、研究科学生が履修すべきものと定められている授業科目について、それぞれの授業科目ごとに修得の程度を評価し、その程度が基準に達した者に対して当該科目について単位を修得したことの認定を与えるものとする。

2 前項に規定する研究科学生の修得の程度は、試験の成績及び出席時数等を総合して評定するものとする。

第4節 修了

(修了)

第32条 学校長は、研究科学生が医学研究課程の修了の要件を満たしたと認めるときは当該研究科学生に修了証書を授与する。

(成業の見込みのない者等)

第33条 学校長は、成業の見込みがないと認められた者その他引き続いて修業させることが適当でないと認められた者に対し、修業期間の中途において研究科学生を免ずることができる。

第5章 雑則

(報告)

第34条 学校長は、医学科、看護学科及び医学研究科の学年度末に当該学年度の教育訓練の実施概要を防衛大臣に報告しなければならない。

(表簿)

第35条 大学校に備えなければならない表簿は、法令に別段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 学校日誌、担任教科表及び授業時間表
- (2) 学籍簿、出欠簿及び身体検査に関する表簿
- (3) 入校者の選考及びその成績に関する表簿

(委任規定)

第36条 この訓令に定めるもののほか、大学校の教育訓練に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和49年4月22日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、昭和49年度における学年度は、4月22日に始まるものとする。
- 3 当分の間、第6条第1項中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないもの」とあるのは、「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないもの及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者でないもの」とする。

附 則（昭和51年3月29日庁訓第6号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日庁訓第20号）

- 1 この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。
- 2 昭和54年度において第4学年以上である学生の授業科目及び時間数については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月3日庁訓第25号）

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和59年5月10日庁訓第30号）

この訓令は、昭和59年5月10日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月1日庁訓第35号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日庁訓第15号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第19号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成12年3月31日庁訓第48号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年2月5日庁訓第1号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年9月27日庁訓第101号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月29日省訓第21号）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に採用した防衛医科大学校医学教育部医学科の学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）の修学については、この訓令施行後もなお従前の例による。

附 則（平成19年7月31日省訓第42号）

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第146号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年11月5日省訓第53号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日省訓第32号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に採用した防衛医科大学校の医学教育部の医学科の学生（以下「医学科学生」という。）（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修する授業科目の名称及び単位数は、この訓令による改正後の別表第1（進学課程）の表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年度に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修する訓練科目の名称及び時間数は、改正後の別表第1（訓練課程）の表にかかわらず、平成33年3月31日までの間、附則別表第1のとおりとする。
- 4 平成26年度に採用した医学科学生が、履修する訓練科目の名称及び時間数は、この訓令による改正後の別表第1（訓練課程）の表にかかわらず、平成32年3月31日までの間、附則別表第2のとおりとする。ただし、修業期間の延長により、第3学年に進級できなかった者は、附則別表第1のとおりとする。
- 5 平成25年度に採用した医学科学生が、履修する訓練科目の名称及び時間数は、この訓令による改正後の別表第1（訓練課程）の表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、修業期間の延長により、第4学年に進級できなかった者は、附則別表第2のとおりとする。
- 6 平成24年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により第5学年又は第6学年に進級できなかった者を含む。）が履修する訓練科目の名称及び時間数は、この訓令による改正後の別表第1（訓練課程）の表にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成27年度に採用した防衛医科大学校の医学教育部の看護学科の学生（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第16条第1項第2号の教育訓練を受ける者に限る。次項において「自衛官候補看護学生」という。）（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修する訓練科目の名称及び時間数は、この訓令による改正後の別表第2（訓練課程）の表にかかわらず、平成31年3月31日までの間、附則別

表第3のとおりとする。

- 8 平成26年度に採用した自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の名称及び時間数は、この訓令による改正後の別表第2（訓練課程）の表にかかわらず、平成30年3月31日までの間、附則別表第4のとおりとする。ただし、修業期間の延長により、第3学年に進級できなかった者は、附則別表第3のとおりとする。

附 則（令和2年3月31日省訓第25号）

- 1 この訓令は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 令和元年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修する授業科目及び単位数については、この訓令による改正後の防衛医科大学校規則別表第1（進学課程）の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日省訓第44号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和3年度以前に採用した看護学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修する授業科目及び単位数については、この訓令による改正後の防衛医科大学校規則別表第2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月24日省訓第65号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和3年度以前に選抜された防衛医科大学校の研究科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が専攻する専攻分野の名称は、この訓令による改正後の防衛医科大学校規則別表第3の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日省訓第50号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条・第10条関係）
（進学課程）

授業科目		開設単位数	卒業に必要な修得単位数
一般教育科目	行動科学系	倫理学	1
		心理学	1
		哲学	1
		社会学	1
		法学	1
		コミュニケーション技法	1
	人文系	史学	1
		国語・国文学	2
	社会学	政治学	1
		経済学	1
		人文地理	1
	総合	教養講座	1
		数理論理学	1
		情報技術	1
医学導入教育		1	
外国語科目	英語	5	
	英会話	2	
	独語	2	
	仏語	2	
	中国語	2	
保健体育科目	体育理論	1	
	体育実技	2	
基礎教育科目	数学	1	
	物理学	3	
	化学	3	
	生物学	3	
			必修
			必修
			2単位
			必修
			必修

（専門課程）

授業科目		開設単位数	卒業に必要な修得単位数
専門教育科目	社会医学系	6	必修
	形態医学系	12	
	血液・造血器・リンパ系	3	
	神経系	6	
	感覚器系	5	
	運動器系	3	
	循環器系	4	
	呼吸器系	3	
	消化器系	7	
	腎・尿路系	3	
	精神系	2	
	生殖機能系	3	
	内分泌・代謝・成長発育系	3	
	感染症系	5	
	免疫・アレルギー・膠原病系	4	
	救急・総合医学系	9	
	機能医学系	17	
	防衛医学系	4	
	基本的診療技能実習	2	
	内科系臨床実習	38	
外科系臨床実習	34		
授業科目の細部内訳については、学校長が別に定めるものとする。			

(訓練課程)

訓練科目		開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓育		118	必修
基本教練	徒歩教練	45	
	体育一般	47	
	水泳	56	
	スキー	31	
	教育法	16	
部隊実習		194	

別表第2 (第17条、第19条関係)
(看護学課程)

			開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
				自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
				必修の別	単位数	必修の別	単位数
基礎分野	科学的 思考の 基礎	統計学	2	選択	2以上	選択	2以上
		生物学	2				
		数理論理学	2				
		数学	2				
		学校長の定める科目	4	必修	1	必修	1
		情報リテラシー	1				
		基礎ゼミ	1				
	学校長の定める科目	4	選択	1以上	選択	1以上	
	人間と 生活・ 社会の 理解	心理学	2	選択	2以上	選択	2以上
		哲学	2				
		倫理学	2				
		教育学	2				
		学校長の定める科目	10	選択	2以上	選択	2以上
		社会学	2				
		政治学	2				
		法学	2				
		経済学	2				
		学校長の定める科目	1	必修	5	必修	5
		英語	5				
		独語	2				
仏語		2	選択必修	2	選択必修	2	
中国語	2	必修	1	必修	1		
保健体育	1						
基礎分野計			57	必修 8 選択必修 2 選択 7以上	必修 8 選択必修 2 選択 7以上		

			開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
				自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
				必修の別	単位数	必修の別	単位数
専門基 礎分野	人体の構造と機能		6	必修	6	必修	6
	疾病の成り立ちと回復の促進		12	必修	12	必修	12
	健康支援と社会保障制度		6	必修	6	必修	6
専門基礎分野計			24	必修	24	必修	24

		開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
			自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
			必選の別	単位数	必選の別	単位数
専 門 分 野	基礎看護学	1 1	必修	1 1	必修	1 1
	地域・在宅看護論	4	必修	4	必修	4
	成人看護学	7	必修	6	必修	6
	老年看護学	4	必修	4	必修	4
	小児看護学	4	必修	4	必修	4
	母性看護学	4	必修	4	必修	4
	精神看護学	4	必修	4	必修	4
	看護の統合と実践	9	必修	4	必修	4
臨地実習	2 3	必修	2 3	必修	2 3	
専門分野計		7 0	必修	6 4	必修	6 4



		開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
			自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
			必選の別	単位数	必選の別	単位数
公衆衛生看護学		1 6	必修	1 6	必修	1 6
疫学		2	必修	2	必修	2
保健統計学		2	必修	2	必修	2
保健医療福祉行政論		4	必修	4	必修	4
臨地実習		5	必修	5	必修	5

		開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
			自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
			必選の別	単位数	必選の別	単位数
防衛看護学分野	防衛看護学	5	必修	5	必修	1
防衛看護学分野計		5	必修	5	必修	1

		開設 単位数	卒業に必要な修得単位数			
			自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生	
			必選の別	単位数	必選の別	単位数
看護学課程計		1 8 5	必修	1 3 0	必修	1 2 6
			選択必修	2	選択必修	2
			選択	7 以上	選択	7 以上
			1 3 9 単位以上		1 3 5 単位以上	

授業科目の細部内訳については、学校長が別に定めるものとする。

(訓練課程)

訓練科目				開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓			育	1 1 8	5 0 1
基本	徒	歩	教	4 6	
教	体	育	一	5 2	
練	ス		キ	3 1	
部	教	育	法	1 6	
	隊	実	習	2 3 8	

備考 この表において「必選の別」とは、「必修科目」、「選択必修科目」及び「選択科目」の別をいう。

別表第3（第28条関係）

専攻領域	系 列	専 攻 分 野
総合基礎医学群	総合生理学系	解剖学 生理学 生化学 薬理学 医用工学 分子生体制御学
	総合病理学系	病理学 微生物・免疫学 国際感染症学
	総合社会・環境医学系	衛生学 公衆衛生学 法医学
総合臨床医学群	救急医学及びプライマリー・ ケア医学系	総合内科学
		外科系プライマリー・ケア学
		救急医学
		形成外科学
		臨床病理学
		麻酔・蘇生医学
		成長発達臨床医学
	成人医学系	循環器病学
		感染症・呼吸器病学
		消化器病学
		腎臓病学
		内分泌・代謝病学
		膠原病学
		血液病学
		神経病学
		精神科学
		整形外科学
		リハビリテーション医学
		皮膚科学
		泌尿器科学
		眼科学
		耳鼻咽喉科学
		産科婦人科学
放射線医学		
口腔外科学		

附則別表第 1 (附則第 3 項及び第 4 項関係)

訓練科目		開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓育		1 2 4	必修
基本教練	徒歩教練	4 5	
	体育一般	4 7	
	水泳	5 6	
	スキー	3 1	
	教育法	1 6	
部隊実習		1 8 8	

附則別表第 2 (附則第 4 項及び第 5 項関係)

訓練科目		開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓育		1 3 0	必修
基本教練	徒歩教練	4 5	
	体育一般	4 7	
	水泳	5 6	
	スキー	3 9	
	教育法	1 6	
部隊実習		1 7 2	

附則別表第 3 (附則第 7 項及び第 8 項関係)

訓練科目		開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓育		1 2 4	5 0 1
基本教練	徒歩教練	4 6	
	体育一般	5 2	
	スキー	3 1	
	教育法	1 6	
部隊実習		2 3 2	

附則別表第 4 (附則第 8 項関係)

訓練科目		開設時間数	卒業に必要な修得時間数
訓育		1 3 2	5 0 1
基本教練	徒歩教練	4 6	
	体育一般	5 2	
	スキー	3 9	
	教育法	1 6	
部隊実習		2 1 6	